

太田市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 6 月 3 0 日

太田市長 穂 積 昌 信

太田市規則第 8 5 号

太田市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

太田市建築基準法施行細則（平成 1 7 年太田市規則第 2 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、同条第 2 項中「(第 3 号を除く。)」を削る。

第 1 0 条の見出し中「時期」を「時期等」に改め、同条に次の 4 項を加える。

2 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成 2 0 年国土交通省告示第 2 8 2 号）第 2 の規定により市長が付加する定期調査等（法第 1 2 条第 1 項に規定する調査に限る。）の調査項目等は、次の表のとおりとする。

		(い) 調査項目		(ろ) 調査方法	(は) 判定基準
1 建築物の内部	(1)	居室の換気	換気設備の作動の状況	各階の主要な換気設備の作動を確認する。	換気設備が作動しないこと。
	(2)		換気の妨げとなる物品の放	目視又はこれに類する方法	換気の妨げとなる物品が放

			置の状況	(以下この表において「目視等」という。)により確認する。	置されていること。
	(3)	各階の主要な常時閉鎖した状態にある防火扉（以下この表において「常閉防火扉」という。）	閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	目視等により確認する。	物品が放置されていること等により扉の閉鎖又は作動に支障があること。
	(4)		扉の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
	(5)		扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食により遮炎性能又は遮煙性能に支障があること。
	(6)		固定の状況	目視等により確認する。	扉が開放状態に固定されていること。
	(7)	常閉防火扉のうち人の通行の用に供する部分に設ける扉	作動の状況	扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じてブッシュプルゲ	昭和48年建設省告示第2563号第1第1号の規定に適合しないこと。

					ージ等により閉鎖力を測定する。ただし、3年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することをもって足りる。	
2 避難施設等	(1)	階段	特別避難階段	階段室又は付室の排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。	排煙設備が作動しないこと。
	(2)	排煙設備等	防煙壁	可動式防煙壁の作動の状況	各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。	可動式防煙壁が作動しないこと。
	(3)		排煙設備	排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。	排煙設備が作動しないこと。
	(4)	その他の設備等	非常用エレベーター	乗降ロビー等の排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。	排煙設備が作動しないこと。
	(5)			非常用エレベーターの作動の状況	非常用エレベーターの作動を確認する。	非常用エレベーターが作動しないこと。
	(6)		非常用の照明装置	非常用の照明装置の作動の状況	各階の主要な非常用の照明装置の作動を	非常用の照明装置が作動しないこと。

					確認する。	
	(7)			照明の妨げとなる物品の放置の状況	目視により確認する。	照明の妨げとなる物品が放置されていること。

3 法第12条第1項の規定による報告の対象となる建築物(以下「報告対象建築物」という。)の所有者等(所有者と管理者が異なる場合においては、管理者。以下同じ。)は、当該報告対象建築物が除却、滅失、休止(第1項に規定するそれぞれの報告の時期の最初の日前から当該報告の時期の最後の日後まで休止する場合に限る。)、変更その他の事由により報告対象建築物に該当しなくなった場合は、速やかに定期調査報告対象建築物に該当しなくなった旨の届出書(様式第9号)2部を市長に提出しなければならない。

4 報告対象建築物の所有者等は、前項の規定により届出をした建築物(除却又は滅失したものを除く。)が使用開始、変更その他の事由により報告対象建築物となる場合は、当該報告対象建築物の使用を開始する日の7日前までに、定期調査報告対象建築物届(様式第9号の2)2部に省令第5条第3項の規定による報告書を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が正当な理由があると認めるときは、当該報告書の添付を省略することができる。

5 前項の規定により市長に提出する報告書に係る報告対象建築物の調査は、報告対象建築物の使用を開始する日前3月以内に行わなければならない。

第11条の見出し中「時期」を「時期等」に改め、同条に次の3項を加える。

2 法第12条第3項の規定による報告の対象となる特定建築設備等又は法第88条第1項において準用する法第12条第3項の規定による報告の対象となる令第138条第2項各号に掲げる工作物

(以下これらを「報告対象特定建築設備等」という。)の所有者等は、当該報告対象特定建築設備等が除却、滅失、休止(前項各号に規定するそれぞれの報告の時期の最初の日前から当該報告の時期の最後の日後まで休止する場合に限る。)、変更その他の事由により報告対象特定建築設備等に該当しなくなった場合は、速やかに定期検査報告対象特定建築設備等に該当しなくなった旨の届出書(様式第9号の3)2部を市長に提出しなければならない。

- 3 報告対象特定建築設備等の所有者等は、前項の規定により届出をした特定建築設備等又は工作物(除却し、又は滅失したものを除く。)が使用開始その他の事由により報告対象特定建築設備等となる場合は、当該報告対象特定建築設備等の使用を再開する日の7日前までに、定期検査報告対象特定建築設備等届(様式第9号の4)2部に省令第6条第3項又は第6条の2の2第3項に規定する報告書を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が正当な理由があると認めるときは、当該報告書の添付を省略することができる。

- 4 前項の規定による報告書の提出に係る報告対象特定建築設備等の検査は、当該報告対象特定建築設備等の使用を再開する日前3月以内に行わなければならない。

第23条第2項中「書類のほか、第3条第1項第3号に掲げる図書を添えて」を「書類を」に改める。

様式第4号を次のように改める。

様式第4号 削除

様式第9号を次のように改める。

様式9号(第10条関係)

定期調査報告対象建築物に該当しなくなった旨の届出書

年 月 日

(宛先)太田市長

定期調査報告の対象となっていた次の建築物は、以下の事由により当該報告の対象とならなくなったので、太田市建築基準法施行細則第10条第3項の規定により届け出ます。

届出者 住 所
氏 名
電話番号

1	所有者の住所氏名	電話番号
2	管理者の住所氏名	電話番号
3 敷地等の概要	(1) 所在地	
	(2) 建築物名称	
	(3) 主要用途	
	(4) 敷地面積	
	(5) 延べ面積	
	(6) 建築物の数	
4 建築物の概要	(1) 用途	(報告の対象とならなくなった後の用途)
	(2) 構造	(報告の対象とならなくなった後の構造)
	(3) 階数	地階を除く階数 地階の階数 (報告の対象とならなくなった後の階数 地階を除く階数 地階の階数)
	(4) 延べ面積	(報告の対象とならなくなった後の延べ面積)
	(5) 確認済証交付者及び 交付年月日並びに番号	年 月 日 第 号
	(6) 検査済証交付者及び 交付年月日並びに番号	年 月 日 第 号
	(7) 前回の報告年月日	年 月 日
	(8) 報告の対象となら なくなった年月日	年 月 日
	(9) 報告の対象となら なくなった事由	
※	受 付 欄	

注1 確認済証及び検査済証の交付年月日及び番号は、最後に交付を受けたものについて記入してください。

注2 前回の報告年月日とは、最後に行った建築基準法第12条第1項の規定による報告の年月日を指します。

注3 定期調査報告の対象とならなくなった事由に係る図書(除却、休止、変更等の位置を明記したもの)を添付してください。

様式第 9 号の次に次の 3 様式を加える。

様式第9号の2（第10条関係）

定期調査報告対象建築物届

年 月 日

(宛先) 太田市長

定期調査報告の対象となっていなかった次の建築物は、以下の事由により当該報告の対象となるので、太田市建築基準法施行細則第10条第4項の規定により届け出ます。

届出者 住 所
氏 名
電話番号

1	所有者の住所氏名	電話番号
2	管理者の住所氏名	電話番号
敷地等の概要	(1) 所在地	
	(2) 建築物名称	
	(3) 主要用途	
	(4) 敷地面積	
	(5) 延べ面積	
	(6) 建築物の数	
建築物の概要	(1) 用途	
	(2) 構造	
	(3) 階数	地階を除く階数 地階の階数
	(4) 延べ面積	
	(5) 確認済証交付者及び交付年月日並びに番号	年 月 日 第 号
	(6) 検査済証交付者及び交付年月日並びに番号	年 月 日 第 号
	(7) 第10条第3項の規定による届出年月日	年 月 日
	(8) 報告の対象となる年月日	年 月 日
	(9) 報告の対象となる事由	
※受付欄		

注1 確認済証及び検査済証の交付年月日及び番号は、最後に交付を受けたものについて記入してください。

注2 建築基準法施行規則第5条第3項の規定による報告書を添付してください。

様式第9号の3（第11条関係）

定期検査報告対象特定建築設備等に該当しなくなった旨の届出書

年 月 日

（宛先）太田市長

定期検査報告の対象となっていた次の特定建築設備等又は工作物は、以下の事由により当該報告の対象とならなくなったので、太田市建築基準法施行細則第11条第2項の規定により届け出ます。

届出者 住 所
氏 名
電話番号

1 所有者の 住所氏名	電話番号		
2 管理者の 住所氏名	電話番号		
3 敷地及び 建築物等の 概要	(1) 所在地		
	(2) 建築物名称		
	(3) 用途		
	(4) 階数	地階を除く階数	地階の階数
	(5) 延べ面積		
4 特定建築 設備等又は 工作物の概 要	(1) 種類		
	(2) 用途		
	(3) 積載量・定員		
	(4) 定格速度		
	(5) 整理番号		
	(6) 確認済証交付者及び 交付年月日並びに番号	年 月 日 第 号	
	(7) 検査済証交付者及び 交付年月日並びに番号	年 月 日 第 号	
	(8) 前回の報告年月日	年 月 日	
	(9) 報告の対象とならな くなった年月日	年 月 日	
	(10) 報告の対象となら なくなった事由		
※受 付 欄			

注1 確認済証及び検査済証の交付年月日及び番号は、最後に交付を受けたものについて記入してください。

注2 前回の報告年月日とは、最後に行った建築基準法第12条第3項の規定による報告の年月日を指します。

注3 特定建築設備等又は工作物の概要(5)の整理番号は、同一の建築物又は工作物に複数の特定建築設備等又は工作物がある場合において、当該特定建築設備等又は工作物を特定するために付す番号とします。

注4 定期検査報告の対象とならなくなった事由に係る図書(除却、休止の位置を明記したもの)を添付してください。

注5 特定建築設備等又は工作物の概要の(2)から(5)までの欄は、届出の対象が昇降機の場合のみ記入してください。

様式第9号の4（第11条関係）

定期検査報告対象特定建築設備等届

年 月 日

(宛先) 太田市長

定期検査報告の対象となっていなかった次の特定建築設備等又は工作物は、以下の事由により当該報告の対象となるので、太田市建築基準法施行細則第11条第3項の規定により届け出ます。

届出者 住 所
氏 名
電話番号

1 所有者の住所氏名	電話番号		
2 管理者の住所氏名	電話番号		
3 敷地及び建築物等の概要	(1) 所在地		
	(2) 建築物名称		
	(3) 用途		
	(4) 階数	地階を除く階数	地階の階数
	(5) 延べ面積		
4 特定建築設備等又は工作物の概要	(1) 種類		
	(2) 用途		
	(3) 積載量・定員		
	(4) 定格速度		
	(5) 整理番号		
	(6) 確認済証交付者及び交付年月日並びに番号	年 月 日 第 号	
	(7) 検査済証交付者及び交付年月日並びに番号	年 月 日 第 号	
	(8) 第11条第2項の規定による届出年月日	年 月 日	
	(9) 報告の対象となる年月日	年 月 日	
	(10) 報告の対象となる事由		
※ 受付欄			

注1 特定建築設備等又は工作物の概要(5)の整理番号は、同一の建築物又は工作物に複数の特定建築設備等又は工作物がある場合において、当該特定建築設備等又は工作物を特定するために付す番号とします。

注2 確認済証及び検査済証交付年月日並びに番号は、最後に交付を受けたものについて記入してください。

注3 建築基準法施行規則第6条第3項又は第6条の2の2第3項の規定による報告書を添付してください。

注4 特定建築設備等又は工作物の概要の(2)から(5)までの欄は、届出の対象が昇降機の場合のみ記入してください。

附 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。